

鳥取縣公報

第五十六號

昭和十四年八月十八日

金曜日

本書ノ大キサ國定規格A5判

告示

◇鳥取縣告示第五百二十號

鳥取縣東品治森田増次郎外二名ノ提起ニ係ル昭和十四年五月二十一日執行鳥取市會議員選舉ニ關スル異議申立決定不服ノ訴願ニ付昭和十四年八月十日縣參事會ニ於テ左ノ通裁決アリタリ

昭和十四年八月十八日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

裁 決 書

鳥取市東品治 訴願人 森田 増次郎

鳥取市元魚町三丁目 訴願人 小林 英造

鳥取市末廣通り 訴願人 西川 義次

鳥取縣公報

每週日發行

（休日ニ當ル）

昭和十四年八月十八日

（昭和十四年四月十五日）

一

右三者ノ提起ニ係ル訴願ハ鳥取市會ヲ經由スベキニ拘ラズ之ヲ經由セザルハ訴願法第九條ニ所謂適法ノ手續ニ違背セルモノナリ依テ之ヲ却下ス

昭和十四年八月十日

鳥取縣參事會

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

◆鳥取縣告示第五百二十一號

倉吉財務出張所管内ニ於ケル左記ノ者ニ對シ縣稅檢査章返納並交付セリ

昭和十四年八月十八日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

區分	年 月 日	番 號	所 屬 廳	職 名	氏 名
返納	昭和十四年八月一日	三九	東伯郡由良町役場	書記	杉山長吉
交付	昭和十四年八月十一日	六七	同	同	道祖尾武雄

◆鳥取縣告示第五百二十二號

氣高郡吉岡村洞谷耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

昭和十四年八月十八日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

◆鳥取縣告示第五百二十三號

氣高郡吉岡村双六原耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

昭和十四年八月十八日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

◆鳥取縣告示第五百二十四號

昭和十四年八月九日左ノ國民健康保險組合ヲ認可セリ

昭和十四年八月十八日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

- 一 組合ノ名稱 溝口町國民健康保險組合
- 二 事務所ノ所在地 日野郡溝口町六百十八番地
- 三 組合ノ地區 日野郡溝口町

◆鳥取縣告示第五百二十五號

菜種種子配付規程第三條ニヨリ本年配付スベキ菜種種子數量左ノ通

昭和十四年八月十八日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

品 種	名	數	量
	鳥取縣知事	副	見
	喬		雄

菜種	農林四號	石五〇
早朝	朝鮮	一〇〇
小朝	朝鮮	五〇
大朝	朝鮮	四〇〇
計		六〇〇

◆鳥取縣告示第五百二十六號
昭和十四年度麥原種左記ノ通り配付ス

昭和十四年八月十八日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

品 種 名	配 付 數 量
大 麥 瑞 穂 二 號	三、六〇〇
稈 麥 小 鯖 二 號	六〇〇
稈 麥 コ ビ ン カ タ ギ 一 號	六〇〇
小 麥 伊 賀 筑 後 一 號	二、四七〇

小 麥 農 林 四 號	四、一五〇
小 麥 農 林 二 十 五 號	四、三六〇
合 計	二一、一八〇

◆鳥取縣告示第五百二十七號
昭和十四年八月十八日左記ノ者ニ對シ動力糶業免許證再下付セリ依而同日以後舊番號ニ依ル免許證ハ無効トス

昭和十四年八月十八日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

新 免 許 證 番 號	舊 免 許 證 番 號	住 所	氏 名
壹、貳 壹 貳	九 六 三	東伯郡旭村大字赤松八十二番地	山下源藏

◆鳥取縣告示第五百二十八號
昭和十四年八月十八日左記ノ者ニ對シ動力糶業免許證ヲ下付セリ
昭和十四年八月十八日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

免 許 證 號	住 所	氏 名

一、二一一 西伯郡幡郷村大字坂長千四十五番地 中原 公喜

◆鳥取縣告示第五百二十九號
動力糶摺業免許者中左記ノ通り廢業届出アリタリ
昭和十四年八月十八日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

免許證 番 號 住 所 氏 名

七八 八頭郡上私都村大字福地三七六 田中 龜男

◆鳥取縣告示第五百三十號
昭和十四年八月八日管下左記町村ニ其ノ農地委員會ヲ設置シタリ
昭和十四年八月十八日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

岩美郡 蒲生村
氣高郡 寶木村
同郡 中郷村
東伯郡 小鹿村

◆鳥取縣告示第五百三十一號
昭和十二年十一月鳥取縣令第四十九號「トラホーム」豫防法施行細則第三條ニ其キ左記區域一部ノ住民ニ對シ左記日時場所ニ於テ「トラホーム」檢診ヲ施行ス
昭和十四年八月十八日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

同郡 良町
同郡 徳村
西伯郡 大和村
同郡 所子村

郡名		日 時	區 域	檢診ノ場所	檢診ヲ受クベキ者
西	自昭和十四年八月廿一日	至昭和十四年八月廿二日	余子村、上道村、外江村、境町	境 尋常小學校	昭和十五年度ニ於テ徵兵檢査ヲ受クベキ者及昭和十四年度ノ徵兵檢査ノ際「トラホーム」其
	自昭和十四年八月廿二日	至昭和十四年八月廿三日	中濱村、渡村、富益村、夜見村、崎津村、和田村、大篠津村	大篠津 尋常小學校	
	自昭和十四年八月廿四日	至昭和十四年八月廿五日	上長田村、東長田村、大國村、法勝寺村	法勝寺 尋常小學校	

郡		郡名	日		野		郡	
至	自	日	時	區	域	檢診ノ場所	檢診ヲ受クベキ者	
至昭和十四年九月一日	自昭和十四年八月卅一日	賀野村、天津村、尙徳村、手間村	五千石村、大幡村、幡郷村	手間村	天萬尋常小學校	ノ他ノ疾病アリタル者並理髮營業者及従業者		
至昭和十四年九月三日	自昭和十四年九月二日	山上村、阿毘縁村、多里村、福榮村、石見村、日野上村	大宮村、日野村、根雨町、黒坂町	日野上村	大正尋常小學校	昭和十五年度ニ於テ徴兵検査ヲ受クベキ者及昭和十四年度ノ徴兵検査ノ際「トラホーム」其ノ他ノ疾病アリタル者並理髮營業者及従業者		
至昭和十四年九月七日	自昭和十四年九月八日	神奈川村、米澤村、江尾村	二部村、日光村、八部村、溝口町	黒坂尋常小學校	江尾尋常小學校			
至昭和十四年九月十一日	自昭和十四年九月十二日			溝口尋常小學校				

彙報

行旅死亡人

一 取扱人 長野縣更級郡更府村長
 一 本籍、住所、職業、氏名、年齢 不詳ナルモ生後直後ト推定ス
 一 性別 男
 一 査ノ他 裸体漂流死体ナル故參考トナル可キモノナシ
 左本年四月二十三日全村大字吉原字須牧地籍岸川ニ於テ漂流死体發見所轄篠井署ヨリ引渡ヲ受ケ全村ノ大字三水共同墓地ニ假埋葬ニ付ス
 右心當リノ者ハ全村役場ニ申出ラレ度

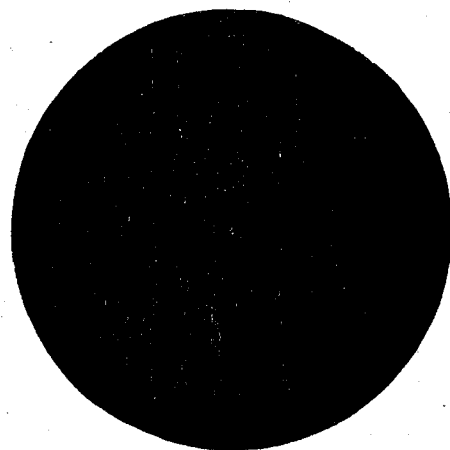
行旅死亡人

一 取扱人 徳島縣徳島市長
 一 本籍、住所、職業、氏名 不詳
 一 推定年齢 二十七、八位ノ男
 一 相 身長五尺二寸位、顔面長、齒揃、口鼻眼耳共ニ普通、頭髮五分刈、中肉
 一 着衣 納戸地横編木綿浴衣、白メリヤスシャツ、猿又及茶色ノ毛糸腸卷ヲナシ、タヲル手拭ニテ着衣ノ上ヨリ腹部結ブ
 一 所持品 ナシ
 左昭和十四年七月二日徳島市眉山山隙ヨリ約四百米西南山林内ニテ發見セルヲ發見死体ハ全市ニ假埋葬ニ付ス
 右心當ノ向ハ直接當該市長ヘ照會相成度

00406

00405

報 特 變 事



舉國一致
盡忠報國
堅忍持久

彙

報

第十七號

鳥取縣公報

第千五十六號

昭和十四年八月十八日

(第三種郵便物認可)

一一

鳥取縣公報

第千五十六號

昭和十四年八月十八日

(第三種郵便物認可)

一〇

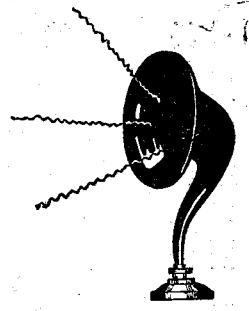
00407

目 次

物價問題と政府の決意	(商工水産課)	一三頁
勤勞の増進・體力の向上に關する基本方策	(時局課)	二二頁
縣下工業休業者に對する職業轉業施設	(商工水産課)	二三頁
自第一回支那事變國債郵便局賣出成績	(時局課)	二五頁
與亞青年勤勞報國隊の概觀	(社會教育課)	二六頁
出動將兵に故郷の映畫を送る	(社事兵事課)	三〇頁
失業者の授産内職施設	(社會課)	三一頁
節約と計量の注意	(商工水産課)	三二頁
家具の金具消費節約に就て	(會計課)	三四頁
海外異郷の同胞より銃後の赤誠	(社會課)	三五頁
海軍甲種飛行豫科練習生應募狀況	(社寺兵事課)	三六頁
戰歿者遺兒の靖國神社參拜	(社會課)	三七頁
勤勞報國隊の近況	(社會教育課)	三八頁
飼兎の疾病	(規畫課)	三九頁
政府への金賣却者(承前)	(時局課)	四四頁

選肅よせ果戰聖よげ遂

00408



物價問題と政府の決意

(八田商工大臣の演説)

物價問題は戰時財政經濟上最も重大な問題となりましたことは度々記した處であります。この物價の問題は國策中でも最も困難な問題の一つでありまして、政府の力だけではとてもその目的を達する事が出来ません。總ての國民がこれに協力することが重要であります。その爲には政府當局の意志が國民間に徹底的に了解せられることが必要であります。

左の一篇は曩に八田商工大臣が東京市に於ける物價問題講演會に於て講演せられたものの速記であります。各位はよく熟讀下さつて、本問題に關する政府の意のある處を知悉せられ、一般國民積極的協力を資せられん事を希望します。

應急的對策から恒久的對策へ

事變勃發以來正に二年であります。皇軍將兵各位の非常なる奮闘によりまして、赫々たる戰果を納め、國威を中外に宣揚いたしましたことは、まことに感激にたへないところであります。同時に銃後國民が一致協力いたしまして、この聖戰目的遂行のため國の總力をあげて現在努力いたしつゝありますことは、お互意を強うする次第であります。この間政府といたしまして、諸般の政策を講じまして、時局對策に關しては遺憾なきを期してをるのでありますけれども、然しながら事變勃發以來今日までの對策は、何れかと申しますと事變の推移に伴つて最

少限度の對策、即ち云ひ換へれば應急的對策でも申してよいかと考へられる方策であつたのであります。ところが今や事態は所謂長期戦に對應して恒久的の對策を必要とする場合に立至つたのであります。従つて政府の時局對策も、この新段階に即應して恒久的乃至根本的の對策を講じなければならぬ。また講じつゝある次第であります。

聖戰の目的達成に

國家の總力を動員

現在、國策としてその向ふところは如何なる方向であるかと申しますれば、第一には現在吾々の眼の前に展開してをりますこの戰爭を遺憾なく遂行して、さうして抗日蔣政權を徹底的に潰滅するために必要なるところの所謂國家總力を、その方面に動員するといふことであります。第二は東洋永遠の平和を確立して、ひいては世界人類の福祉に貢獻することを目的としたる所、東洋新秩序の建設、即ち言ひ換へれば大陸に

於ける政治、經濟、文化、産業等の建設に對して、吾々が協力をするといふことであります。第三には現在歐洲をはじめとして世界の國際情勢はまことに一觸即發の觀があるのであります。この端倪すべからざる國際情勢の轉變に對處して、將來においてピクともしないといふ萬全を期する爲に必要なところの國防力、經濟力、即ち國家の底力をこの際一層強化しておくといふことの方策を講ずる。この三つの點が即ち現在の國策の重點をなしてをるものと思ふのであります。言葉を変へて申しますれば、第一は戰爭の遂行、第二は大陸の建設、第三は國力の強化であります。

總ての國策はこれらの問題を目的として、國防、政治、經濟、文化、各部門に互つて現在各般の對策が講せらるゝるのであります。物資と物價の兩面から統制經濟産業の部門について簡條を擧げて申しますならば、第一は戰爭遂行に直接必要なる物資、即ち軍需資料を遺憾なく供へて行くといふことであります。第二は

生産力の擴充、即ち現在海外に依存してをりますところの重要物資を將來わが國の勢力範圍において資源を開發して、わが國の手によつて生産をする。さうして今日海外に支拂つてをります正價を他の一層有用の方向に向つて使用するといふことに相成るのであります。第三は輸出貿易の増進であります。たとへば生産能力擴充計畫の遂行によりまして、段々年を経るに隨つて、今日わが國が海外に依存してをりますものを國內において生産することが出來ますれば、段々正貨を海外に出すことが輕減されるのであります。然しながら急速にはそこに達しませんので暫くの間は矢張り相當の物を輸入しなければならぬのであります。従つてこれに對應して輸出を増加し、貿易上の收入を最も有利に處理して行くといふことが、この際必要であるのであります。第四は國民生活の維持安定であります。長期の建設、或は長期の戰時財政を、確實に維持して參りますに最も大切なことは——精神的において或は物質的において堅忍

持久第一に必要であります。他方國民生活の健全なる維持といふことが最も大切であることは言ふまでもないことであります。これ等の問題即ち第一には軍需品の供給確保、第二には生産力の擴充、第三には輸出貿易の増進、第四には國民生活の維持安定、これ等を最も効果的に、しかも完全に實行して參りますためには更に色々な重要な對策が必要となるのであります。その主なるものを申し上げれば二つあると思ふのであります。

その一つは物資の統制——即ち物資の需給の調整であります。第二は物價の統制——即ち低物價政策の遂行であります。これ等の政策を中心として、消費の節約でありますとか、また或は國民貯蓄の奨励でありますとか、その他種々の經濟上の措置が必要となつて來るのであります。

經濟力の充實が何よりも急務

この度の支那事變は、事變とは名づけてをり

ますけれども、その動員せられました兵力の數におきましても、或はその戦線の長さにおきましても、日清日露の戦役等とは比較にならぬ程の大規模のものであることは御承知の通りでありまして、實質的には非常なる大戦争なのであります。

御承知の通り近代の戦争の特長は武力戦でありますと同時に経済戦であるといふことであります。即ち陸軍、海軍、空軍を通じまして、優秀なる武力が必要でありますけれども、同時にこれに要するところの軍需資材の供給をはじめ國民生活の維持等に必要なるところの國の經濟力が絶対に必要なのであります。皇軍の勇士が如何に戦闘に強くありましても、兵器彈藥の供給が不充分でありますならば、到底最後の勝利は出來ないのであります。即ちひと口に申しますれば、近代戦争の勝敗は戦場と銃後とを通ずる國家總力の強弱によつて判定せられるのであると申して差支へないと思ひます。

皇軍の武力は、申すまでもなく世に冠たる

ものでありまして、誠に國民として有難いことで、何等心配がないのであります。が、それにつけても一方この經濟力に關しましては政府、國民擧つて協力一致して、一層その充實をはかつて萬違算なき事を期さなければ皇軍の忠勇に對しましても誠に申譯のないことであります。

前にも述べました通り戦争目的遂行上、最も大切な綜合國力を發展せしめますために、物資の生産を出來るだけ増加するといふこと、またそれがためには生産力の擴充を是非とも施行して行かなければならないのであります。

物價問題は戦時經濟解決の鍵

また現在の事態におきましては國內の生産だけではこれ等の物資全部を急速に賄ふことは出來ないのでありますから、何れにいたしましても、限りあるところの物資をもつてこの多大なる需要を賄つて行きますためには所謂、物資需給の調整なるものが必要となるのであります。その物資需給の調整の結果といふよりはむしろ

しる原因であり結果であるところのものは、即ち國民一般の使用する物資の供給を窮屈ならしめることは已むを得ないのであります。これを若し自由に放任して置きましたならば物の値段が自然昂騰することは必然の勢であります。然しながらこの物價の昂騰といふことは戦時財政に於ては絶対に避けなければならぬのであります。實に物價の問題は、わが國の現在の國策を遂行する上におきまして、その根柢をなす——或はまた政策の樞軸をなすものであります。から、戦時經濟解決の鍵とも申すべき重要性を持つてゐるのであります。それが故に政府におきましては事變勃發の初めから種々の方策をもつて、この物價の昂騰を抑制して參つたのであります。然しながらこの物價對策も情勢の進展に應じて、自然遷り變りがあつたのであります。具体的には第一に事變勃發の當初におきましては、當面の軍需の非常なる増加に伴ひまして、暴利を目的とするところの賣惜み、或は買溜め等があつてはならぬといふのでこれを防

ぐために、また手持品を暴利をもつて販賣しやうとするものを取締ることが必要であると考へまして、從來施行されてをりましたところの「暴利取締令」を改正強化し、これを活用いたしましたのであります。

第二にはその後、昨年事變の擴大につれまして、物資の需給が窮窟となつて參りましたので自然物價は騰貴する傾向が著しくなつて參りましたので、昨年七月「物品販賣價格取締規則」といふものを制定いたしました。所謂公定價格制を樞軸とする物價統制を行ふことになつて今日に至つてゐるのであります。

新段階に對應

綜合根本策を樹立

しかしながらこれらの方策におきましては、或る程度の物價抑制についてその目的を達して來たのでありますけれども、時局は今や新段階に入り、長期の戦時經濟財政を更に確立いたしました。その運営に遺憾なからしむるがため

00413

に財政經濟の各分野に亘りまして、総合的な物價の調整を行ふといふことの必要が迫つて参つたやうな次第であります。こゝに於て政府としては物價問題の極めて重大であるといふことに鑑みまして、池田前藏相を始め、賀屋元藏相その他わが國の經濟界、産業界の權威者、學者、經驗家等の有力なる方々を多數煩ししまして、中央物價委員會の制度を整備擴充したやうな次第であります。同中央物價委員會におきましては非常なる努力をもつてこの物價問題を研究され慎重審議の結果去る四月二十七日にこの新段階に對應すべき物價統制の大綱なるものが決議され、政府に答申があつたのであります。この物價統制の大綱は、今後わが國の執るべき物價政策の根幹をなすものでありまして、これが實行に當りましては、政府も斷乎たる決意の下に努力いたさなければなりませんので、五月五日の閣議に諮り關係各省はそれ〴〵その所管に隨つて物價委員會と緊密なる連絡をとりつゞ、各官廳において協力して具體的の物價對策を決定し

且つこれを實行するといふことを申合せたやうな次第であります。

難關を乗り越て遂行を期す

かくの如くいたしましたして今後の事態に對するわが國の物價對策の大方針は決定したのであります。政府はこれが實施に際しまして起るものと豫想される幾多の困難を克服してこれが遂行をいたす覺悟であります。しかしながら政府が斯様な政策を決定して、これに努力するといはしましたも、物價の問題は到底政府の力のみによつて、完璧を期することの出来ないのは申すまでもないのであります。國民全体が戰時體制下においてこの物價統制の問題が如何に重要であるかといふことを充分に認識し一朝若しこの問題が破綻を來した場合は、戰時の經濟状態が如何に憂慮すべき結果を召來するかと云ふことについて充分なる理解を持たれ心から協力せられるといふことが誠に必要なのであります。最新政府の對策と呼應して或は中央、地方の

00411

公共團體或は經濟團體等においてこの物價問題を研究して、權威ある意見、或は對策等が講せられつゝありますことは、誠に喜ぶべきことであるのであります。吾々お互ひはその程度の差こそありますけれども、誰でも毎日何程かの物資の問題について關係があるのであります。或は生産に關係し、或は配給に關係し、或はまた消費の方面に關係するのであります。誰しもが物資の問題に關係し物價の問題に關係があるたどへば物を買ふ。物を買ふといふことが毎日々々繰返して世の中に行はれてをるのであります。その物の價なるものは、その各々の場合に起るところの問題なのでありますから、物價に關係のない人は殆どないのであります。こゝに國民の協力が必要になつて來るのであります。或は先高を見越して物を買惜しんだり、或は買占めをしたりするといふことは、この際物が不足であるといふ場合に、一層その物を減少せしめることになりまますから、物價を高くする原因になることは申すまでもないのであります。

物價の抑制に國民の協力が如何に大切であるかといふことは誠に明瞭であるのであります。即ち吾々は相戒め相倚りまして、商人も製造者も一般消費者も、苟もこの低物價政策に反するやうな行爲をすることは、一大耻辱であるといふことを感じまして、お互に抑制し合ふといふことに努めなければならぬと存するのであります。かくして初めて吾々國民が國策に協力するといふことが言へるのであります。國策に協力するといふことは、各自が國策の線に沿ふてその本分を守つて行くといふことにつきると思ふのであります。

最初の試練、摩擦排除の努力

前に述べました如く聖戰目的を遂行するためには、色々の政策及び對策が必要であります。政府におきましても事變勃發以來所謂諸般の統制經濟を行つたのであります。將來も事態の推移に對應して、それぞれ經濟統制も強化されて行くものが相當あると存するのであります。御承知の通りわが國としては經濟統制なること

は初めての試みであり、初めての試練であります。従つて政府といたしましても、この經濟統制の樹立に當り、或はそれを運用するに當りましては、出来るだけ慎重に、しかも萬全を期することに努めてをるのであります。しかしながら初めての事柄であり、時局は極めて變轉移動いたしてをるやうな時でありますので、またこの戦時といふ點から申しますと各方面の摩擦と不便を生ずるといふことは、誠に已を得ない次第であります。

この經濟統制によつて生ずるところの摩擦と不便といふことはこれを如何にしたならば最少限度に止めることが出来るかと考へて見ますと、たつた一つあるのであります。それは政府が勿論慎重なる對策を樹て、適切なる運営をしなければならぬ一方においては、國民全般の自覺協力といふことがあつて、初めてその摩擦不便を最少限度に止め得ることに相成るものと信ずるのであります。

殊に物價問題の如きは、吾々の日常生活の上

においても最も關係深い事柄である以上、お互の心掛け次第によつては、この問題によるところの摩擦不便といふものは十分に輕減することが出来ると思ふのであります。

元來統制に關する法律等は今日の事變の目的を完全に達成するため、國家が各個人の經濟活動を、國家の目的に協力してこれに統合するやうに制定したものであります従つて一つ一つの違反行為があまりも、その一つ一つの事實を見ますと極めて輕微な問題であるやうに感ぜられるのであります。しかしながら廣汎なる經濟場面におきまして、同じやうな違反が重復して各方面にこれが起りますならば、この結果は國家經濟力に影響するところ極めて深刻なるものがあるといふことを銘記して頂きたいと思ひます。

來るべき國家の大飛躍の備へ

以上私は物資の調整から起りました物價の問題について簡単に述べたのであります。わが

國は決して物資が缺乏してゐるのではないのであります。むしろ海に山に、食料品をはじめとして物資が極めて豊富であります。或はまたわが國の勢力範圍内の天然資源も極めて豊富であるがたゞ未だ開發せられざるものが多くあります之を要するに、わが國は物資が豊富なのであります。第一には聖戰の目的を遺憾なく遂行するため必要なる物資を動員する。第二には國際情勢に鑑みまして、わが國の國力を一層鞏固にするためには、産業の力を擴大強化し、最も有效適切に最少の物資をもつて最大の効果をあげ

るため、所謂活用するため暫しの間一般民需を最少限度に制限し、來るべき國家の大發展、大飛躍に對して今日國を擧げて協力しつゝあるのであります。總ての經濟統制も實にこの大業を遂行せんがための手段に外ならぬのであります。物價問題の如きは特に重要なもの、一つであります。今や曠古の聖戰に際會し、また未曾有の國運飛躍の契機にあたりまして、わが國策の向ふところに協力いたして、興亞の大業を翼賛

し、いふことは國民の等しへ念願するところであり、また進んで當るべき義務でもあるのであります。こゝに物價問題に對する政府の決意を述べ、國民各層の更に一層の協力をお願いする次第であります。

× × ×

**勤勞の増進
體力の向上に
關する基本方策**



七月十一日國民精神總動員委員會で左記の通り企畫決定し、十四日閣議に報告、閣議に於ては實行し得るものより順次之を實行して勤勞の増進、體力の向上に努める様措置することとなつたものである。各種團體に於ても團體行事の計畫及實施にあたりて適宜取り入れて之が實行

を期せらるゝ様希望する次第である。

- 一 勤勞増進の方策
 - 1 勤勞報國精神の作興
勤勞を尊び歡喜を以て勤勞に勵み、勤勞を通じて國恩に報ずるの國民的信念を全面的に作興すること。
 - 2 勤勞の倍加
就業中は各自が戰場に在るの心構へを以て勤勞倍加を圖る風潮を振起すること
 - 3 勤勞奉仕制度の確立
一定年齢の男子青年に對し、一定期間國民的義務として共同自營の勤勞奉仕生活を體驗せしめる。
 - 4 學生生徒兒童の集團勤勞作業を擴充強化すること。
 - (イ) 先づ師範教育に於て勤勞慣性教育を徹底強化すること。
 - (ロ) 集團的勤勞作業を臨時的なるものより組織的なるものへ強化すること。

- 5 婦人にして餘暇ある場合殊に未婚女子青年に對し其の環境に従ひ、銃後奉仕作業を行はしめる方策を講ずること。
- 二 體力向上の方策
 - 1 一般方策
 - (イ) 生活科學研究機關の設置
皇國振興の生活、興亞の現時局に即應せる合理的科學生活を確立する爲の研究調査機關として國立の生活科學研究機關を設置すること。
 - (ロ) 醫道の振作・醫師制度の改善
醫師をして一層保健國策の線に沿はしめる様醫道の振作、醫師制度の改善を斷行すること。
 - 2 保健衛生に關する方策
 - (イ) 國民の保健衛生思想を一層向上徹底せしめる方途を講ずること。
 - (ロ) 母性、乳幼兒の健康増進を目指し徹底

- (ハ) 學校に於ける入學試験制度の改善を斷行すること。
- (ニ) 禁酒禁煙、節酒節煙の勵行を期すること
- (ホ) 國民營養の改善を圖り、且消化器疾患の根絶を期すること。
- (ヘ) 結核撲滅の國民運動を起すこと。
- 3 鍛鍊に關する方策
 - (イ) 武道の振興を圖ること。之が爲には精神の鍛鍊を第一義とし武道教師も技術と共に精神の優れたる者を養成すること。
 - (ロ) 國家に於て武道教師及體育指導者の養成をなすこと。
 - (ハ) 相當多人數を擁する工場會社等には體育指導の専任者を設置せしむること。
 - (ニ) 都會に於ては團體行進、團體體育及健全

なる團體娛樂を盛んにすること。

- (ホ) 農村に對してこれに相應しい鍛鍊方法を考案して行はしめること。

x x x



縣下工業休業者に對する職業轉業施設

支那事變の勃發によつて我が國の工業は軍需工業・輸出品工業及代用品工業にその全力を注がねばならなくなつた關係上、これまで之等以外の職業に従事してゐた各種工業者中には、自然營業の不振に陥つて休業せねばならなくなつたり、或は全然失業の止むなきに至つた者も相當出來て來たのである。

講じて来たのであるがその一方策として之等の業者を右の軍需工業・輸出品工業及代用品工業に轉換を圖らせることとし差當り轉換の當初に於て見本品を製作して之を關係各方面に提示して將來の需要喚起を促すこととした。即ち商工省の補助金三千圓を見本製作費補助金として工業組合に交付したのであるが、その成果は一般に良好である。各轉換業種別工業の效果並に狀況は次の通りである。

一 軍需品工業

近時軍需品として註文を發せられる物品が次第に高級となり精密なものとなつて來てゐるので、これまで引續き軍需品工業に従事してゐた鐵工業者も、これまでのまゝでは軍の需要に合しない傾向となつてゐるので、精密軍工業轉換の爲の見本を作り、又從來軍需品の註文を受けてゐなかつた弱小工業者には一般軍需品工業轉換の爲に、軍作業廳と豫め諒解を遂げた後、夫々補助金を交付してその見本を製作させ、之を各發註官廳に送つて將來相當量を受註を期し

て目下その受檢中である。縣の技術官で檢査した成績では極めて良存と認められてゐる。

二 輸出品工業

本縣の輸出品工業は未だ草創の域を脱せず、その上今回の物資需給調整の強化に伴つて藥品・塗料・附屬金具等の入手が困難である關係上業者は萎縮の一途を辿つてゐたのであるが、見本製作補助金の交付を得たので、昨年來海外の事情を考慮して、地方の特色を發揮した輸出向の工藝品、主として曲木應用の椅子・卓子・突板應用バックル・釦・喫煙具・食器具・フィンガーボール・ボン／＼入・セット・竹應用モザイク・タイル・窯工花瓶等を製作して、それ／＼仲介機關を経由して海外に頒布してゐる。まだこれによる需要は喚起されてゐなけれども、業者自体として輸出工藝品製作の自信を得て、今後引き続き輸出品工業の進出を期すべく鋭意考究中である

三代用品工業
需給制限を受けた資材の代用品として、市場價の多い品物を縣で選定して補助金を交付し

休失業の虞ある關係業者（主として木工業・窯工業）に對して縣指導の下に主として竹材建築家具引手・同把手・同摘み・木製持送り・戸の引手・戸車・ドアの引手・大根下し・電鈴・ブランクェット・チロリ・十能・水筒等の見本品を製作させ、縣内・近縣各地を初め全國主要都市の問屋・百貨店等に頒布してゐるが目下の處未だ判然たる效果は現はれないけれども早晚利用價值が認識せられるに従つて需要も喚起せられることと思はれる。



自第一回 支那事變國債 至第十回 支那事變國債

郵便局賣出成績

支那事變國債は昭和十二年十一月の第一回賣出してから本年六月までに十回に達してゐますがその賣出成績は左表のやうに毎回の實際賣却額は當初の證券配布額よりづつと多くなつてゐる。愛國心に燃ゆる國民の熱誠がうかがはれます。

自第一回 支那事變國債郵便局賣出成績 至第十回

區分	賣出期間	當初證券配布額	實際賣却額	鳥取縣賣却高
第一回	自十二年十一月十六日 至同月三十日	五〇,〇〇〇,〇〇〇	六六,〇〇〇,〇〇〇	三六,二五〇
第二回	自十三年二月十五日 至同月二十八日	五〇,〇〇〇,〇〇〇	五〇,七五〇,〇〇〇	二八,五四五〇

00421

第三回	自十三年四月十五日	至十三年四月三十日	五〇,〇〇〇,〇〇〇	五二,三六〇,〇〇〇	三九,三〇〇
第四回	自十三年六月十五日	至十三年六月三十日	五〇,〇〇〇,〇〇〇	七二,〇四七,七五五	三二八,九七五
第五回	自十三年八月二十二日	至十三年九月二日	五〇,〇〇〇,〇〇〇	八七,〇九六,三三〇	三六九,九二〇
第六回	自十三年十月二十五日	至十三年十一月五日	五〇,〇〇〇,〇〇〇	九三,〇六三,二四五	三三八,二七〇
第七回	自十三年十二月十三日	至十三年十二月二十四日	五〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇五,三六九,〇三五	四〇六,四四五
第八回	自十四年二月二十一日	至十四年三月四日	八〇,〇〇〇,〇〇〇	六六,三三八,四六五	三四三,八九五
第九回	自十四年四月二十五日	至十四年五月六日	五〇,〇〇〇,〇〇〇	五九,三七五,〇六〇	二四七,一一〇
第十回	自十四年六月十三日	至十四年六月二十四日	六〇,〇〇〇,〇〇〇	八七,〇三七,三四〇	三〇〇,八六五
計			五五〇,〇〇〇,〇〇〇	七四〇,一五〇,一三〇	三,三三三,四七〇



興亞青年勤勞報國隊の概観

滿洲建設勤勞奉仕の大業に従ふが「興亞青

年勤勞報國隊」が組織せられて、先般本縣派遣隊が出發した事は既刊第九號に記した通りである。この建國奉仕隊たる興亞青年勤勞報國隊の壯舉は、今國我が國政府と滿洲國政府との間に協定の結果計畫せられたものであつて我が國の青年及學生をして大陸視察をなして根本認識を確しめると共に集團的な勤勞教育を地に

00422

於て實施し、他面我が國及滿洲國の不足資源の生産及び文化工作にも資せしめて、日滿共同による東亞新秩序の完成の一工程たらしむるものであつて、この勤勞報國隊は滿洲國のみに止るものに非ず、進んで北支・蒙疆方面にも派遣するものであつて、明年度よりは十萬名を渡滿せしめることにしてゐるのであるが、今年は取り敢へず滿洲約一萬名、北支及び蒙疆に約二千名を派遣するものである。

左にこの勤勞報國隊について、概説して、將來に互つて各位の理解ある勸奨を要望することとする。

一 組織 及 編 成

(1) 勤勞報國隊は大別して甲種・乙種とする

イ 甲種勤勞報國隊

概ね一農年(播種より收穫まで)の勤勞をするもので、その編成は一般農村青年を主流とし、主として開拓に勤勞奉仕して日本農村飼料問題に資し、外に必要に應じて國防

建設にも勤勞奉仕をするものである。

ロ 乙種勤勞報國隊

これは短期勤勞奉仕をするもので、その編成は學生生徒を主として一般青年をも加へ開拓・國防的建設に奉仕し、その他醫療・鑛工・畜産の指導等の技術的作業にも勤勞奉仕する。

右の外特殊作業について女子青年團をも参加を考慮せられて居るのであるが、本年度は實行に至つてゐない。尙滿洲國の學生生徒及一般青年をも各種別に參加させることになつてゐる。

(2) 隊 の 編 成

イ 甲種報國隊は出身地域を、乙種報國隊は學校を編成の基礎として集團力の強化をはかる。

ロ この外必要に應じて醫療・測量・建築・家事(女子)その他の特殊隊を編成する。

(3) 員 數

毎年概ね十萬人を目標とするが、本年度は甲種報國隊概ね六千六百名乙種奉國隊概ね

00423

三千四百名とされてゐる。
二 勤勞作業並に奉仕期間

(1) 勤勞作業

勤勞作業は開拓・建設・技術・特務の四種類に分ち、その作業内容は概ね左の通りである

イ 開墾奉仕作業

開拓地に於て開拓民の農耕特に除草、開墾作業に勤勞奉仕し、開拓地農作物増産に寄與する。

ロ 建設奉仕作業

國境地帯に於ける諸般の建設作業(飛行場整備、道路建設作業)に勤勞奉仕をする。

ハ 技術奉仕作業

それらの技術部門により鑛工業工場に分屬して生産力擴充に寄與する。

ニ 特務奉仕作業

醫科學生を以て編成し、開拓地及び勤勞奉仕地に於ける醫療並に保健衛生指導に奉仕する。

尙、獸醫班を編成し、開拓地に於ける役畜の醫療並に保健指導に奉仕する。
勤勞奉仕作業は全期間同一作業に従事するを原則とするが地方の實情其の他を考慮し數種の作業に奉仕することもある。

(2) 勤勞奉仕の期間

イ 甲種勤勞報國隊中開拓奉仕隊は基幹部隊に分ち、基幹部隊は農青年の奉仕を爲し、一般部隊は交代制をとる。

建設部隊は二交代制をとる。

ロ 本年度勤勞奉仕期間は、甲種報國隊は概ね三ヶ月、乙種報國隊は概ね一ヶ月半である

三 運營機關

(1) 日本側

官民各機關(在日滿洲側各機關を含む)の協力一致による滿洲建國勤勞報國隊編成本部を置く。

しかし勤勞報國隊派遣實施は文部省の主管とし、關係各廳は文部省に協力し、これが實施

00424

に遺憾なからしむるよう措置することになつてゐる。

(2) 滿洲側

關係官民各機關(在滿日本側各機關を含む)の協力一致による滿洲建設勤勞報國隊實踐本部を置き、主管は開拓總局とする。

四 現地の施設及び給與

(1) 宿 舎

宿舎は差當り本年度に於ては開拓農家其の他既設の建物を使用し、なほ天幕を利用することもある。將來に於ては本奉仕隊の爲特別の宿舎を整備する筈である。

(2) 給 與

作業期間中の食料は兵食に準じて支給し、なほ若干の小遣または日用品を支給する。

五 醫 療 及 救 護

醫療は主として醫療特務隊がこれに當るのであるがなほ可及的に現地の軍、滿洲國、滿洲赤十字社、滿鐵等の醫療機關が援助にあたる。

勤勞作業中萬一死亡又は負傷し、若くは病氣により歸還期迄に治癒しない時は滿洲開拓義勇軍に準じてこれを取扱ひ、日本政府に於ても適當の措置を講ずることになつて居る。

六 警 備

警備は軍、および警察が當るが、特に必要ある場合は隊員に若干の銃器、彈藥を持たせることがある。

七 經 費 そ の 他

(1) 旅費、食費その他勤勞期間中の經費は滿洲國側で負擔し、内地に於ける豫備訓練の費用は日本側で負擔するものである。

(2) 米その他主要食料および調味料は可及的に日本内地で調製して現地に輸送し、食料の調理については可及的に開拓團、軍、縣公署その他の機關の援助を受ける。

(3) 被服、毛布、農工具等の携行品で隊員の持

- (4) 隊員及び所要物資の輸送は日滿官民各機關を動員し、軍事輸送に準じて行ふ。
- (5) 勞務作業期間が終了した時は編隊のまゝ歸還し、編隊地に於て解散する。
- (6) 但し現地に着着を希望するものについては開拓民として斡旋せられる。
- (7) 勤勞報國隊の各地視察見學については運輸の許す限りこれを考慮し、滿洲國國情の認識に資することゝなつてゐる。

生産物は自給部分を除き、原則として軍及び滿洲國の所得とする。但し飼料は日本側に供給することゝなつてゐる。

乗り切る非常時

正しき選挙



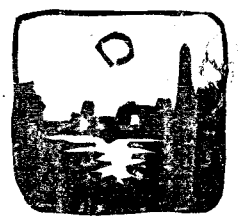
出動兵士に故郷の映画を送る

北支に中南支に又滿洲蒙古に與亞の聖戰に参加し、命を鴻毛の輕きに比してひたすら君國の爲に活躍してゐる郷土將兵慰問の一方途として、鳥取縣及兵庫縣合同の下に、郷土に於ける軍事援護の状況、銃後の緊張ぶり、並に郷土最近の風物を活動映畫として撮影し第一線に送る事となり、八月十三日同十四日の兩日に互り左の諸状況を撮影した。近く完成の曉出動將兵の郷里を偲ぶよすがとなり、戰陣馳驅の餘暇の楽しい一夜を過されることを待望して居る次第である。

撮影事項

1. 第四十聯隊營門を部隊出發狀況

- 2. 濱坂演習地に於ける部隊の猛訓練
- 3. 長田神社に於ける愛國婦人會國防婦人會の祈願祭
- 4. 司令部に於ける國防婦人會の慰問袋發送
- 5. 愛國婦人會員の繻帶巻及洗濯奉仕並傷病兵慰問狀況
- 6. 同支部長出征遺家族慰問並に廢品回收
- 7. 國防婦人會の國防灰蒐集作業
- 8. 恩賜財團軍人援護會鳥取支部婦人相談部職員の出征家族激勵
- 9. 市役所に於ける應召家庭の子女授産施設狀況
- 10. 鳥取市數津部落婦人會員の應召家庭に對する勤勞奉仕
- 11. 宇倍野小學校兒童の宇倍神社參拜並神社清掃及道路改修作業
- 12. 修立小學校兒童の護國神社清掃作業
- 13. 一般家庭のラヂオ體操
- 14. 鳥取舊城址



失業者の授産内職施設

支那事變特に物資動員の強化に依る本縣の失業者授産内職施設は十三年度から實施せられ、本年度も引續いて政府及び縣の補助によつて米子市及倉吉町に於て之を行ふこととなつた。左に兩所の計畫を記すと、

「米子市事變對策授産場」は大阪陸軍被服支廠と契約して軍用襦袢・袴下の縫製をするものであつて、若し軍需品の發註がない場合には平和産業（滿鮮向のパンツ等を京阪地方の輸出商と協定して）の縫製を行ふ筈である。定員は現在收容三五人居宅一〇人計四五人であるが、昨年より増加してゐる。

「倉吉町失業敷授産場」は發註先は矢張り大阪陸軍被服支廠、發註品目は軍用襦袢・袴下・病

衣等で、定員は收容一五人居宅一〇人計二五人である。

× × ×

節約と



計量の注意

あたつて、もつと量目の正確といふ事に注意した、ものです。
一人一人については一錢か二錢の少額のやうでも多数になれば莫大な量になります。お互に注意して正直な店・正しい商店に味方せねばなりません。量目の正確といふことは買ふ方から云へば今の買方に比べて大きな節約であり、商店の方から云つても店の信用を厚くして商賈發展の基礎をつくるわけです。左に物品買度と度量との關係について記して、皆様の御注意を希望します。

商店の注意事項

- 一 正札をつけること。
是は法令によつて大体の商品は正札を附けねばなりません。正札を附けることの出來ぬものは立札等で掲示するやうにして下さい。
- 二 正味量表記を勵行して下さい。
箱詰、箱詰、罐詰、吸入、俵入等の包装品

買物は家庭節約の關門であります。

近頃諸物價特に日用品の相場が餘程高くなつて來たやうであります。この高くなつた品物を買ふにあつて、もし量目の不足に氣がつかないで買つたとすると、たゞさへ高い品物を一層高く買ふことになりませう。お互に買物をする時に、釣銭は一錢不足してもだまつてゐる人はありませんがお金で買つた品物の量目が、その金に相當するだけあるかないかを調べる人は割合に少いやうです。家庭節約の關門たる買物に

00428

00427

は必ず其の容量を表示して、正味量を記すことは店の信用上大切なことです。

三 一盛、一山、一杯等の賣方は改めること。

この方法は取引方法が不正確で客に不安を與へますから、必ず一升、一貫、一キログラム何錢と度量衡によつて賣る習慣を作りませう。

四 榭目賣が不確實になりやすいものは目方賣に改めませう。

穀類、乾物等は榭で計ると計る度に差異があり勝ですから、是非目方取引に改めませう。

五 詰込年月日を表示すること。

酒、醬油、漬物、飲料の罐詰等の如く月日が経つに従つて樽に浸み込んだり變質するものは、必ず製造又は詰込年月日を表示致しませう。

六 風袋の量目を表示すること。

乾物、魚類、鹽等を計る掛策、セルロイド皿等の風袋は量目を表記せねばなりません

購買者の注意事項

- 一 一見して一升位、一貫位と見せかけて、一山、一盛、一籠を何錢と稱へて居るものには見掛より少いものがあります。量目を計らせて買ふことにしませう。
- 二 樽詰、箱詰、罐詰等は正味量の表記してあるものを買ひませう。
- 三 一斤又は百匁何錢といふものを「二十錢が」「五十錢が」と云ふ錢目で買ふことは、賣方も買方も面倒であり、かつ量目も誤り勝ちですから、お互に錢目買をやめて量目で買ひませう。
- 四 穀類等を多く買ふのに小さい榭で何回も計ることは量目が不正確になります。白米は搗立より冷えてからの方が榭目が減るものですから重量で買ふ方が正確です。
- 五 椎茸や雑魚などの乾物を榭ではかると計り方で二三割も違ふことがあります。成るべく重さで買ふやうに改めませう。
- 六 濡れた物を計る時に使ふ風袋は乾濕によつ

- 七 「ものさし」ではかる時は、よく計る者の手元に注意して、其の場で尺を改めてから錢を拂ひませう。
- 八 秤の正確さに注意させよう。カンカンを傾けて据付けたもの零點が正しく合はぬもの等は不正確ですから、無駄目で正しいかどうか見届けてから計らせませう。
- 九 配達する白米、味噌、醬油其の他の商品は時々故意又は過失で量目の不足するものがありますから注意させよう。



家具の金具
消費節約に就て

現下新東亞建設の偉業に直面して各種重要

物資の消費は逐日増大を來しつつあるのである。然して是等の物資中殊に鐵鋼、輕金屬、非鐵金屬は軍備の充實には勿論必要不可欠なからざる物資であると共に、大陸建設に重要な資源であることは申すまでもないのであります。

處が我が國は不幸にしてこの資源に恵れてゐないので、その大部分は第三國から供給を受けてゐる現状であつて、この資源動員の成否如何は軍事方面に至大の影響を及ぼすのであります。政府は爾來一般民需に對して使用禁止又は許可制その他國民總動員をして消費の制限を強化しこの物資の確保に萬全を期してゐるのであります。

この秋に當り縣に於てもこの國策に協力する一助として、今回日常の机、椅子、半卓、書類箆筒、帽子掛、戸棚等の家具類に使用する錠鍵を廢止し、把手は木製又は陶器製その他の代用品を使用することに致したのであります。

試に昭和十三年度中に於て節約して使用した處の金具類の概數でも約二、〇〇〇箇に達してゐるのではありません。この零細な金具類の消費に

ついても。縣内各方面で今一段と、美すれば相當の大量數が節減せられ、それだけ軍需の充實・國家資源に役立つのであります。どうか各官公衙を始め諸團體、縣民各位に於かれましてこの非常時を深く認識せられ日常使用せらるる家具の金具類についても、絶對止むを得ざるもの、外は代用品の轉換に考慮せられまして、可及的之が節約に努力し國策の遂行に支障を生ぜない様に意を用ひ、此の昭和の大業達成に資せられんことを希望する次第であります。

x x x

海外異郷の同胞より

銃後の赤誠



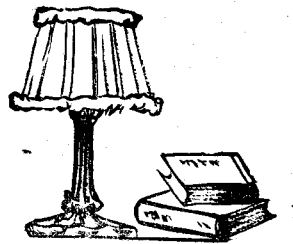
海外異郷の秘露に在る六千五百六十五名の同胞日本人會聯盟では、今次支那事變の聖戰目的

た、帝國の使命を知るとき、假令萬里の郷に在るとは言へ同じ祖宗の血を承け大和民族として、唯々感激感謝の麗辭を以て答ふるに忍びずとなし、次の様な趣意によつて在留同胞の精神總動員をなして、陸海軍、戰團機二機の献納を決議しその資金を募集して、之を軍需局に献金した、その内に本縣人八名ありて千八百六十六圓を献金せる旨此の度同聯盟から縣に通知があつた。

x x x

今次支那事變は實に正義人道の爲日本精神の發露として誤れる容共抗日の蔣政権を排除し東洋百年の大計と根本的平和を鞏立せんとする帝國建國の尊き大使命の下に起つたもので我陸海空軍將士の勇猛果敢なる奮戦と數限りなき忠勇義烈なる軍事美談は、實に鬼神をも泣かしむるものあり、吾等海外に在る同胞亦轉た感激感謝に堪へず、而して戰爭目的の完全なる達成は軍の強大なる武力 國民全体の

旺盛なる精神力と、國家の強力なる經濟力との三つの總和によつて始めて最後の勝利を期し得らるゝので、之が爲には國民全体が戦線にある將士と同じ心構へど覺悟を絶對必要とするものである、蔣政權が首都南京が陥ちても亦最後と頼む武漢が陥落しても、今尙長期抗戰を唱へて居るのは其の背後に強力なる第三國の支援があるからで、帝國が斷乎萬難を排して東亞新秩序の建設に邁進せられつゝある祖國現下の時局重大性に鑑み、在留同胞の精神總動員と陸海軍へ戰闘機(在秘露同胞號)獻納を決議し以て銃後奉公の赤誠を披瀝することとなり、之が資金を募集するものである



海軍甲種飛行
豫科練習の
應募狀況

海軍甲種飛行豫科練習生募集については、既に本報に記したのであつて縣下に於ける、本年度の應募者に對して第一次試験の身體検査が去る一日二日に、又學科試験が十日より十三日までの間に實施せられた。今その應募の狀況並に身體、學科試験の合格狀況を示すと次の如くであつた。

學校名	志願者數	身體検査者數	同合格者數	學科試験者數	同合格者數
鳥取第一中學校	七	七	六	六	六
鳥取第二中學校	五	五	四	四	三



戦歿者遺兒の靖國神社参拜

恩賜軍人援護會では全國の戦歿軍人軍屬の遺財團尋常科第六學年在學者を靖國神社に参拜させることとなりまして、本縣では左記十一名を縣から米原書記が附添つて去る八月四日午後三時二十七分鳥取驛發列車で上京し、五日朝東京

倉吉中學校	育英中學校	米子中學校	計
六	一	一八	三七
六	一	一七	三六
三	一	六	二〇
三	一	五	一九
二	一	五	一六

驛着、二重橋前で宮城を拜して指定の宿舎に入りました。そして翌六日靖國神社に参拜してお國の爲に名譽の戦死をなさつて護國の神となられた父上達の英靈を拜し、それから遊就館・國防館・を觀覽して後明治神宮に参拜し、明治神宮外苑・海軍館を觀覽して夜は軍人會館に於ける慰安の夕、翌七日は東京市を見學し、舊藩主池田侯爵家を訪ねて午後八時三十分東京驛發八日午後一時四分鳥取驛着列車で歸鳥して同三時解散、各自郷里に歸りました。

長くも 皇后陛下に於かせられてはこれ等遺兒達に御菓子御下賜の御沙汰あらせられて、八月六日朝傳達の式を擧げられ、厚生大臣並援

護會長等から有り難い畏召の存する處について訓示せられました。陛下の厚い御仁慈につきましては、これ等遺児達はもとより、國民ひとしく恐懼感激に堪えない處であります。

靖國神社參拜兒童

- | | |
|---------|-------|
| 米子市錦町二 | 岩田和徳 |
| 氣高郡寶木村 | 岩井博 |
| 東伯郡赤碓町 | 矢部房子 |
| 同 中北條村 | 榊田徹 |
| 同 淺津村 | 中本初子 |
| 岩美郡岩井町 | 山根智津子 |
| 八頭郡上私都村 | 吉田敏雄 |
| 同 西郷村 | 谷口博 |
| 西伯郡渡村 | 門脇佐智枝 |
| 同 東長田村 | 横道稔 |
| 同 縣村 | 山口和江 |



勤勞報國隊近況

この七月に渡満した興亞青年勤勞報國隊の鳥取中隊山脇中隊長から、先日縣廳社會教育課宛に通信がありました。その大要は次の通りであります。

鳥取中隊は中隊員百十九名幹部十名醫療班四名合計百三十三名ですが、朝は四時半起床午後九時半就寢で、作業は大体八時間を標準とし、水田・大豆畑の除草、麥刈り等をして居り、附近の諸工事の關係で苦力賃が暴騰し、平素六七十錢のものが二圓五十錢位になつてそれでも人がたらず、農耕には到底備ひ切れないで弱り切つてゐる際とて、開拓團にとつては大變喜ばれて居る様子です。
全中隊が一ヶ所に働くと云ふわけでなく六ヶ部落に分宿して居るのですが、村が東西三

里南北三里の大地域なので、作業に行くにも往復二里、多いのは四里にも及ぶ有様でそれ等への毎日の連絡は相當こたえます。この頃の炎天で暑さはきびしい時で百二十度位ですが、隊員は何れも滿洲笠をかぶり、日よけをして一生懸命頑張つてゐます。最近疑似赤痢患者が二名發生して隔離治療したが、餘程輕快になり全快も近日と存じます。

七月二十八日には國境守備隊兵舎迄往復十四里の行軍をして味噌汁の御馳走になり、部隊長の講演を聴いて裨益するところ多く、隊員も大満足をして歸りました。(以下略)

最近縣下の各位から慰問袋の送付を受けて發送しましたが、尙慰問の手紙を送つて下されば一同喜ぶことと思ひます。宛所は

「滿洲國東安省密山縣永安屯開拓團内興亞青年報國隊鳥取中隊」です。九月末には歸還の豫定ですから(學生隊は八月末)その都合でお願します。



家兔の疾病

本報第一號に於て兔の飼養法について記したから今回はその病氣について記して養兔報國に對する各位の參考に資することを、する。

一 病氣の豫防

家兔は健康な家畜で滅多に病氣に罹らぬやう考へられてゐたが、實際多數の兔を飼つてみると案外いろ／＼な病氣に胃されるのに驚くのである。元來家兔は抵抗力が弱く、従つて治療の効果割合に少いから常に衛生に注意し、管理上遺漏なきを期し、病氣の豫防に努めることが肝要である。兔が健康で体力が充實して居れば僅かな故障や環境の變化は自ら克服して健康を保持することが出来る。従つて豫防の要諦は第一に飼養管理に萬全を期し、常に体力の充實を圖ることである。また外部から病毒の侵入を防ぐため消毒や交通遮斷

00435

等も考へて置く必要がある。

消毒劑としてはクレオロン或はクレゾールに石鹼液の二―三%溶液、之を熱湯とすれば一層有効である。或はクライト一%溶液を用ふるがよ、また病兔の發生した箱や他から譲り受けた飼養器具類は水でよく洗滌し、直射日光で乾燥後稍々濃厚な消毒劑を撒布して消毒後でなければ使用してはならぬ。

二 病兔の發見

疾病に罹つた兔は外觀上先づ何等かの變態をあらはすものであるから少し注意すれば管理者は容易に之を發見することが出来る。即ち毛皮に光澤がなく毛並亂れ眼光鈍く、動作不活潑で食慾振はず、且つ糞に異状を呈するもの等は體の何れかの部分に異常を來してゐる證據である。病兔を發見したら直ちに他に隔離し、仔細に各部を檢診して治療の可能なものは直に適當に處置し治療の見込のないものは速かに處分するが得策である。

三 主なる疾病

(一) 消化器の疾病

(一) 下痢

原因 濡れた緑草の過給、醱酵又は變質した飼料の給與か直接の原因であるが、急激な氣候の變化・箱内の濕潤等に依つて兔の活力が衰へることが誘因となる。

手當 單純な消化障害の場合だけでなく、コクシヂウムや其の他の原因によつても下痢をすることがあるから、其の原因を探求することが必要である。

單純な消化障害の場合の下痢ならば、軽度のもは綠餌の給與を中止しただけで治るが、それだけで止らぬ場合には次硝酸蒼鉛を練餌に混ぜて與へるがよろしい。その分量は茶匙一杯を成兔ならば六頭分幼兔は十二頭分とする。

(二) 便秘

原因 飼料の過給又は急變、兔毛の如き異物の嚥下、飼料中の粗纖維の不足等

00436

手當 二ヒマン油茶匙一杯服用せしめれば排糞するが原因を尋ねて之を是正しなければ藥物だけで治癒することは出来ない。

(三) 皰 脹 症

生後二ヶ月乃至六ヶ月の幼兔に發生し易い。

原因 若い緑草の過給其の他に一般に飼料の不當による消化障害より起る。

徵候 腸管内に瓦斯が充満するために腹部が膨大して食慾がなくなり、呼吸困難を來し一隅に蹲居するか若くは大いに苦悶する、経過が割合に迅速で放置すると斃死するものが多い。

手當 二ヒマン油を稍々多量に與へ、腹部をマッサージして腸の内容を排除する。病狀がとれても二、三日間は消化のよい飼料を少量づゝ與へるやうにせねばならぬ。

尚胃腸障害には何れの場合も苦味丁幾(一回量一瓦)の應用は大變効果がある。

(四) 急性口内炎

原因 消化不良又は刺戟性飼料の攝取又は日光の直射を長く受けると本症類似の故障を起す。

徵候 盛に涎を垂らし胸部前肢迄で涎で覆れる

手當 重炭酸蒼鉛約〇、二瓦を毎日一回與へる外明禁水で一日三、四回口内を洗滌する。

(二) 呼吸器の疾病

(一) 感冒

原因 氣候の急變、賊風の侵入、箱内の濕潤、換氣の不良等。

徵候 發熱食慾不振舉動不活潑を來し、鼻汁又は涙を出す。

手當 溫暖な場所に移し下熱劑を與へる。鼻を侵されたものは過マンガン酸加里三%溶液で鼻孔を洗滌し、眼を胃されたものは三%硼酸水で眼を洗滌する。

(二) 肺炎

原因 雨や寒風に曝されること、不潔濕潤な箱に飼育すること等が原因で感冒から轉化する。

徵候 呼吸甚だ困難となり、頭を背後に曲げて努めて呼吸する様な状態を示す。發熱甚しく盛に涙を流し又は粘稠有色の鼻汁を分泌し、食慾

は全く排除する。
手當 Ⅱ 感冒の場合と同様經過迅速で普通二、三日で斃死するから手當は極めて早期にしなければ効果が無い。

(三) 皮膚の疾病

(一) 膿腫
原因 Ⅱ 飼料の濃厚に失すること。
徴候 Ⅱ 皮膚の所々に豆粒大乃至胡桃大の瘤起を生じ其の内部に黄色の濃汁を含む。
手當 Ⅱ 患部の毛を剃り沃土丁幾を塗り切開して膿汁を出す。

(二) 疥癬

原因 Ⅱ 疥癬の寄生に依る。
徴候 Ⅱ 鼻端唇に多く前頭や前肢にも及ぶ。患部は脱毛して皮膚は灰色の痂皮を生じ、次第に痂粉となつて剥げ落ちる。
手當 Ⅱ 患部をよく洗滌した後硫黄華軟膏を塗布する。

(三) 耳瘤

原因 Ⅱ 耳孔内に疥癬虫に似た寄生虫が寄生することによる。
徴候 Ⅱ 耳孔内に褐色の瘡瘤を生じ、重症のものは分泌した濃汁と皮痂とで粘塊となつて耳孔を塞ぐに至り、不快な臭氣を伴ふ。
患兎は前肢で頻りに耳を搔く。
手當 Ⅱ 瘡痂を除き消毒劑で數回洗滌すれば大抵治癒する。瘡痂を掻き取る際出血した場合は沃土フォルムを塗抹するもよろしい。

(四) 生殖器の疾病

家兎には普通に微毒と稱してゐる傳染性の生殖器官があるから、種兎の交配には注意を要する。本病は外陰部が腫脹し、時には濃汁を分泌し痂皮を生ずる。
徴候 Ⅱ 本症に罹ると不妊流産頓死等蕃殖上の大損害を蒙るから最も注意を要する。
手當 Ⅱ 治療法としては砒素劑(六〇六號)を注射するより外に完全な方法はない。

(五) 傳染病

(一) 悪性鼻加答兒(スナツフル)

原因 Ⅱ 病原菌が鼻孔粘膜に寄生することに依つて起る。
徴候 Ⅱ 鼻粘膜が充血し、初めは鼻汁を出して感冒と誤られ易いが漸次分泌物は濃稠な濃様物となつて鼻孔を塞ぐ様になるから患兎は盛にくさめを發するに至る。又呼吸困難を感じるから前肢を以て頻りに邊りを撫で廻すから患兎の前肢の内側の毛は粘液の爲に固結するに至る。經過は急でないが漸次に衰弱して斃死するものが多い。

(二) コクシデウム症

原因 Ⅱ 一種の寄生虫の寄生によつて起るもので生後三十日乃至六十日位の幼兎に最も多く發生し、成兎には稀である。
徴候 Ⅱ 腸を胃される場合が多いが、時として肝臓を胃されることもある。腸を胃されたものは下痢を起すのが一番多く、時には便に血液の混

する旨がある。又反對に便秘を起すものや或は鼓脹症の徴候を呈することもある。
一般に消化器病と判別が困難である。概して元氣衰へ食慾なく漸次衰弱して死に至るものが多い解剖して検査すると腸粘膜は炎症を起して充血し、屢々潰瘍を認めることがある。

罹病して數日で糞便中に蟲體(永久型と稱する時代で楕圓形で厚い被膜を被る)を混する様になるから、顯微鏡検査に依つて診斷し得る。肝臓を胃された場合には突然痙攣を起して斃死するものが多い。

處置 Ⅱ コクシデウムは悪性鼻加答兒と共に養兎上最も被害の多い恐るべき傳染病である。兩方共適確な治療法が無いから姑息な手當を施すことは病氣を蔓延させるだけで益のないことである。故に同じ徴候のものが續々發生して疑はしい場合には速かに獸疫調査所又は縣の獸種畜場に診斷を乞ふと共に、病兎を淘汰して焼却或は埋没し兎舎は大消毒を行ふ必要がある。



政府への金賣却者

(昭和十四年六月分)

品名	數量	賣却者住所	賣却者氏名	品名	數量	賣却者住所	賣却者氏名
古錢	壹箇	八頭郡若櫻町	村江眞喜三	時計	貳		中尾實治
時側	壹		同人	指側	壹		友政城太郎
メタル	壹		同人	古錢	參		木島みどり
指側	壹		西本八重乃	磁石	壹		大坪さと
指環	貳		熊田澄子	環	壹		藤原誠人
指側	貳		熊田和子	環	壹		同人
指側	壹		山田榮治	環	壹		同人
計側	壹			環	壹		同人

八月十六日發行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載内容左記ノ通

- 一 寫眞週報第七十八號掲載内容
 - 斷乎と守る北洋の權益
 - ソ聯の示威とわが監視
 - 銚子の沖取及び陸揚漁場の壯觀
 - 銚子の加工
 - 濃霧を衝いて「北洋漁場をみる」(記事)
- 一 九段の父に會ふ
- 海外通信

週報第四百十八號掲載内容

- 農林水産物の増産計畫
- 新民會とは何か
- 世界捕鯨戰の話
- 興亞奉公日設定さる
- 日米通商條約廢棄問題
- 正 誤
- 第十五號目次中「社事兵事課」ハ「社寺兵事課」ノ誤
- 第十六號目次中「社事兵事課」ハ「社寺兵事課」ノ誤
- 學肅正ホスタ「標語當選發表」社會課「ハ」地方「ノ」誤

昭和十四年八月十八日印刷
昭和十四年八月十八日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣高都大正村大字古海